

第4期東海村障がい者総合支援協議会 令和元年度第2回全体会 会議録

記録者：平野 蛍里

日時： 令和2年2月27日（木） 17:00～19:15

場所： なごみ東海村総合支援センター 活動室A

出席者： 浅野由吏，鈴木正人，大串昌弘，中村朋子，鈴木芳江，仲澤由絵，近藤勝美，
（委員） 菊池真奈美，有阪加奈子，根本和子，松永外美，松永順，橋本奈津子，市毛幸子，大貫 操，坂下由子，澤畠京子，星正城，有賀絵理
（19名）

* 順不同，敬称略

（事務局） 伊藤広顕課長，佐々木恵子課長補佐，小池正人係長，富岡久美子係長，石橋昌子係長，志賀亮成主任精神保健福祉士，宮本志保主任，長谷川紀子精神保健福祉士，記録者
（9名）

1 開 会（17:00）

2 会長挨拶

会長	<ul style="list-style-type: none">・ コロナウイルス対策について・ 今年度は協議会の開催回数が少なく，大変申し訳なく思っている。委員の皆様によく発言していただき，障がい者又は障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営めるように，地域の障害福祉に関する中核的な役割を果たす協議の場にしていきたい。
----	---

障がい福祉課長挨拶

課長	<ul style="list-style-type: none">・ コロナウイルス対策について・ 本日の協議内容については<ol style="list-style-type: none">(1) 地域生活支援拠点の整備について（協議）(2) 助成事業等の見直しについて（報告）以上の2つについて協議していただきたい。
----	---

4 協議等

(1) 助成事業等の見直しについて

会長	<p>次第では、「地域生活支援拠点」が協議事項の1番目になっているが、先に「廃止事業等の見直し」について、事務局から報告をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか？</p> <p>(了承)</p>
事務局	<p>今回廃止事業として9事業上げたが、これらはほとんどが平成13年から平成19年の間に助成が始まった事業であり、全て単独事業(村独自)である。</p> <p>この期間の障がい者支援制度について振り返ると、平成15年3月までは身体障害者(児)及び知的障害者(児)に対し、行政が利用できるサービスの内容を決定する措置制度、平成15年4月からは支援制度費の施行により居宅サービスの利用者が増加し、在宅でも生活しやすい環境となった。ただ、障がいのある方の自己決定に基づきサービスを利用できるようになったが、障がい種別間の格差、サービス水準の地域間格差が生じ、平成18年からは障害者自立支援法の施行により身体、知的、精神の3障害共通の制度となった。また、自立支援法の施行により国が費用の1/2を義務的に負担する仕組みやサービス量に応じた定率に利用者負担、応益負担が導入された。</p> <p>平成24年からは、利用量に応じた1割を上限とした定率負担から、負担能力に応じた応能負担になっている。</p> <p>平成25年からは障害者総合支援法が施行されたことにより、障害者の範囲に難病等が追加されたほか、障害福祉サービスが充実した。</p> <p>このように国の制度が徐々に確立されてきたが、その間、国の未熟部分について村独自の支援により負担軽減に努めてきた。</p> <p>国全体の障がい福祉の状況については、平成30年版障害者白書によると、国全体における障がい者の総数は936.6万人であり、人口の約7.4%を占めている。436万人が身体障がい者、知的障がい者が108.2万人、精神障がい者が392.2万人で、高齢化も進んでいる。(令和元年版によると精神は419万3千人)</p> <p>障害福祉サービス等における利用者は年々増加しており、平成30年3月時点において全体で112.2万人となっており、前年から6.4%増加している。</p> <p>障がい福祉サービス関係予算額は平成19年度からの10年間で2倍以上増加している。平成30年度予算で対前年度比9.1%の伸びとなっている。</p> <p>さらに、本村の障がい福祉を取り巻く状況については、障害福祉サービスの利用者は平成27年4月208人児童51人計259人、平成31年4月291人児童78人計369人となっており、1.4倍の増加となっている。なお、障害福祉サービス利用者の障がい種別は身体2割、知的5割、精</p>

	<p>神 3 割となっている。</p> <p>障害福祉サービスに係る自立支援給付費は平成 27 年度決算から平成 30 年度の 4 年間で、157,709 千円増加している。この間、毎年 50,000 千円から 60,000 千円増加しており、自立支援給付費は利用者の増により今後も増加することが見込まれる。</p> <p>平成 30 年度の決算は 632,624 千円、今年度は 698,443 千円の見込み、来年度予算は 750,000 千円を見込んでおり、障害福祉サービスが伸びることによって村単独事業の助成額も伸びてきた。</p> <p>こうしたことから、国の制度が確立されたこと、社会制度や施設運営等の変化により、状況の多様化が進んだこと。別の法令や制度の拡充で、低所得者（世帯）への支援は充足し、手帳取得も施設利用も当たり前のこととなった。また、障がい認定に抵抗感（手帳取得の負担軽減）、社会参加の抵抗感（施設利用のきっかけ）があったが、今では当たり前のこととなっている。</p> <p>こうしたことから、村独自の支援は所期の目的を果たしたことから終了とし、今後は多様化している要望を自立支援給付費で対応していきたい。</p> <p>休止事業の障がい者相談員事業については、実績がないことと、村民ニーズに応える相談支援体制が構築されてきたものと判断し、令和 2 年度は事業を休止する。</p> <p>拡充事業の障害者施設整備費補助事業については、現在は社会福祉法人が行う障害者施設等の整備に要する経費に対して、補助金を県交付決定額の 1/3 を交付しているが、令和 2 年度以降は助成対象者に限定せず、東海村障がい者プランに沿った施策に寄与する事業者に拡充し支援していく。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>令和 2 年 1 月 27 日に「第 1 回東海村障害者計画等策定委員会」が開かれたが、なぜこの時に助成事業等の見直しについての話がなかったのか。また、平成 30 年 3 月に発行された「東海村障がい者プラン」の 105 ページに、東海村独自の支援事業として載せている。それにも関わらず事業を廃止することについて、東海村の障がい福祉課として準拠するものは何か。</p>
<p>委員 A</p>	<p>障害者基本法の何を踏まえて、休廃止拡充事業の報告に至ったのか。</p> <p>今回の休廃止拡充事業について障がい者団体や当事者の方に意見を求めた上で休廃止拡充事業が決定され、報告に至ったのか。また、こういった事案は自立支援協議会で協議した上で決定されるべきではないのか。</p>
<p>課長</p>	<p>まず、法律について、国の制度に伴って村の事業を休廃止拡充する場合、法律には休廃止拡充に関する決まりがない。したがって、国の制度で補えな</p>

	<p>い部分については村独自の事業で補っていたが、国の制度が利用できるものについては、国の制度を利用していただくため、村独自の事業を廃止させていただいた。</p> <p>次に、障がい者団体や住民の方になぜ相談をしなかったのか、また、自立支援協議会になぜ諮らないのかについては、国の制度の拡充に伴って村独自の事業を廃止しており、国が支出できる部分に関して村で助成を行うと、二重の支出になってしまう。そういった事業に関しては、村全体で事業の見直しを行っているため御理解いただきたい。</p>
委員 A	<p>課長の答え方では「障がい者団体に相談を」ということだが、そうではない。障害者基本法の第 10 条は「障がい者団体に意見を聞いてください」と書かれているはずだ。なので、障がい者団体へは相談をするのではなく、意見を問わなければいけない。そして、きちんと協議をした上で決定をしなければ、廃止にするなり休止にするのはおかしい話である。</p>
委員 B	<p>障がい者総合支援協議会の委員になって何年か過ごしたが、今年は、だいぶ会議がもたれない中でこんなにも決まったことがあるのかと、びっくりしている。</p> <p>今、A 委員が言ったように、必ず当事者たちの意見を聴いたり、問うたりして、「どうですかこういうふうにしていきますよ」と、「二重払いというのがもったいないので」等、そのようなことがあったならば、きちんと説明していただいた上で、我々が納得できるようにしていただきたいかった。</p> <p>私も約 40 数年、息子の障害を看ながら関わってきた者として、親亡き後のために、子供たちのために今まで関わってきた者として、このようになっていくのでは、何かあった時にどのような対応になっていくのか、危惧している。</p> <p>今の回答をいただいて、やはり上から目線といったら申し訳ないが、「国が言ったから我々もそれでやっていくんです」という市町村の行政の対応はそうなのかもしれないが、(本件については)国はそうは言っていないということは、やはり準拠すべきところがあるわけなので、もう少し丁寧な審議や、当事者、関係者に対する説明が欲しかった。何のための総合支援協議会だったのかと思う。</p>
会長	<p>B 委員さんありがとうございます。</p> <p>1 月の末ぐらいに、先ほど申し上げた障害福祉計画の策定委員会があったが、その時にも、このような報告はなかった。</p> <p>なぜ私がこのコピー(資料)を配布したかという、この障害者プランは 2018 年度から 2020 年度まで生きているプランであり、「これやりますよ」ということを計画に謳っているにも関わらず、そこを切っていくやり方は如何</p>

	<p>なものか。では、我々障がい者計画策定委員会のメンバーがやってきたことはいったい何だったのか。</p> <p>プランの中では、総合支援協議会についての位置付けも明確に書かれているのにも関わらず、「もうやったから、もう（やらなくて）良いでしょう、もう幸せだから」そんなことは、ありえない。</p> <p>我々障がい者の親は「半端じゃない」、いや、これは（「半端じゃない」は）失言であった。</p> <p>つまり、なぜ計画策定委員会でこの話が出てこなかったのか。</p> <p>「もう無くなっちゃうから言わなくてもいい」という解釈であったのか、大串委員長はご存じだったのか等、色々な不信感が出てくる。</p> <p>廃止の通知文言についても、当事者側が読み解けるだろうか。ここの説明は違う（間違っている）という所が、その文書ではわからないと思う。私は一応社会福祉士資格を持っているので、書かれている説明に対して一応「これは違う」ということは分かる。しかし、この通知をいただいた多くの方達は、まったく分からない。「もう私たちダメなんだ」というような感覚しか持っていない。</p> <p>そのようなことで、「それが障がい福祉課のやることか」と私は言いたい。</p> <p>どうだろうか、皆さんは。外にご意見をいただきたい。</p>
委員 C	<p>私は精神障がいの親の会の代表をしている。</p> <p>うちは2人の息子が統合失調症であり、なごみにお世話になっている。</p> <p>ところで、今回この4通の通知が、息子各々の名前宛てに計8通が次々と送られてきた。これについては、「何なんだろう」と「何でこんなにばらばらに送ってくるのよ」と思いながらいたが、その日の夜のうちに2、3回、当事者の方から問い合わせがあった。「おばちゃん、これ何なのびっくりしちゃったよ」ということで、「これはないよねって、いきなり3月一杯で廃止って言われても調子狂っちゃうよね」と言われた。</p> <p>それはそうだろうと思う、最初にやはり説明があるべきである。いきなり送られてきて、「これじゃもう決定だよね」話していた。</p> <p>精神障がい者はご存じのとおり、少しのことで体調を崩すことがある。</p> <p>それと、交通費の支給があったのは、とてもありがたい。事業所等に通うのにも、交通費を支給により行かせていただいて、とても助かっている。</p> <p>これは、一つの考え方としては、家から外に出るというリハビリだと思う。交通費を出していただいていたので、出られる。今度、これが廃止になったら家の中に籠ってしまう方もいる。そうなれば逆効果だと思う。</p>

	<p>全体的な予算から見たらば、大した金額ではないと思う。</p> <p>私も、先週から廃止の理由をよくよく考えてみたが、どういうことなんだろうか。何か予算の問題、お金の問題で、どうしても削らなければならないということだったのか等と考えたが、さっぱり廃止の意味が分からなかった。</p> <p>これは、なんとか訂正して貰いたい、廃止が決定であれば補正予算で組み直して貰いたい。</p>
委員D	<p>実は、「二重取りのもの」という説明が、皆さんよくお分かりになっていないのではないかと。</p> <p>ここに書いてあるのを見ると、制度上、手厚くお金がいつているという書き方をされている。しかし実は、事業所で送迎や食事提供等やっていたりすると、報酬の加算という形で事業所が請求できることになっているが、今、その存続がとても危ない。</p> <p>国が加算を止めようとしている情報が入ってきているので、私たちは11月の末に緊急要望書というのを国の方に提出した。</p> <p>何十万も稼いでいる人からすれば200円の助成金なんて、何てことないかもしれないが、そんなに稼げない方（当事者）は、そのお金を頼りにしているという事実を、きちんと受け止めてもらえないだろうか。</p> <p>事業所を運営する側としても必要なことであるし、皆さん（当事者）個人個人に差し替えても必要なものだったのになと、「よくぞ東海村は頑張ってくれていたのに」という思いがあります。</p>
会長	<p>今、交通費の話が出たが、村内に通所される方は300円、村外は上限が600円だろうか。</p> <p>私どもは就労系の事業所をやっている。一般就労を目指すということを前提にやっているもので、今D委員がおっしゃったような送迎はやっていない。就労支援なので、自宅まで迎えに行く就労はないという考え方をしている。ですが、ご自身の力で通っていただくということを原則にしている。</p> <p>なので、デマンドタクシーを利用されたり、自転車で来たり、それができない方は（家族等の？）送迎等なので、送迎加算は取っていない。</p> <p>それから、村内にはいろんな事業所ができたと感じるような説明をされていたが、村内のA型事業所は幸の実園さんだけである。他のA型事業所に通う方は、村内にはなく、水戸とか日立、ひたちなかや大甕、そちらのほうの事業所に通われている。</p> <p>課長はもちろんご存じだと思うが、A型事業所できちんと社会保険までや</p>

	<p>っているのは福祉工場だけである。他はみな雇用保険は入っても勤務は週 20 時間だけ。賃金単価は最低賃金だと 838 円。1 日約 4 時間勤務で日給 3 千円くらい。</p> <p>最低賃金は確保しますが週 20 時間で、一方、交通費はここから水戸までだと片道 240 円（往復 480 円）くらいかかるだろう。A 型事業所は交通費を出さない。</p> <p>さらに、そこから昼食代が引かれると 1 日 2,000 円くらいしか残らない、当然、就労意欲が格段に下がり、結局辞めてしまうという実情がある。</p> <p>最低賃金に惑わされて目が眩んで A 型へ行くが、結局 2 ヶ月後のモニタリングを入れると「もう辞めました」みたいな感じで続かない。</p> <p>だから、D 委員や C 委員が仰ったように、交通費の助成が励みになるとかね、そういう状況もある。</p> <p>実情を見ずただ文字面や数字面で「これあれだよ」というのは、如何なものか。</p> <p>また、障害者プランの中にあるのになぜ廃止なのか。</p> <p>もし、財政が厳しいのであれば、あのようなもの（新たなハコモノ施設）作るべきではないし、他にお金かけるといっているのであれば、障がい福祉課としては「我々の課で、これだけ予算が必要なんだから。皆、地域で生きていくためにはこれだけのものが必要なんだ」と一生懸命に財政へ訴えることが出来ないのか。「こんなに職員が揃っているのに何やっていたんだ」という思いだ、これだけの事業をこれだけ一度に切ってしまうとは。</p> <p>村独自事業は 18 事業くらいやっているのだろうか、ひたちなか市でやっている事業や、他の市町村でやっている事業も含まれているだろう、その中で東海村が切っていくというのは如何なものか。東海村の財政力指数はいくらか、今 1.3 くらいか、全国の中でも財政力が豊かな東海村で、そこで皆助かってやっている所を「もういらいない、障害者プランにこんなものいらいない、国がどうのこうのと…」…</p> <p>そもそも、東海村が助成しているのは利用者の二重取りではない。利用者の自己負担分についての助成なので、二重取りではない、自己負担分についての助成である。</p>
委員 E	<p>相談支援事業所として言わせていただくと、相談で関わっている方の中に食事の助成金をいただいている方がいるが、日中は通所している事業所があるので良いが、土日になると居場所がなく、短期入所を使ったりする方等がいる。</p> <p>土日、短期入所を使う場合というのは、食事の助成金をいただける事になっているが、その助成金を貰えるから利用できている方が実際にいる。したがって、助成が無くなると、その人は居場所が無くなってしまう。</p>

	<p>そのような方は、複数いると思うが、そういう方達はこれからどうしたら良いか。</p> <p>そういう方達のために居場所等が出来たりするのか。</p>
委員 F	<p>まず、この報告をする際に、必ずこうした反対意見が出ることは予想していたと思う。では、なぜにここで報告をしたのか。必ず反対されるということが分かっているのにも関わらず、どうしてこの場での報告になったのか。</p> <p>今のご時世、当事者や関係団体の意見無しで進めるという時代ではない。</p> <p>私は東海村の村民なのだが、「皆さんに東海村いいよ、ぜひ住んだほうがいい、手厚いよ」と言ってきたのにも関わらず、大変恥ずかしい思いになった。協議会の委員としても恥ずかしい、「ここの協議会に参加している」と言いたくなくなった、とても残念な気持ちだ。</p> <p>これは福祉課の皆で話し合ったことで良いか。</p> <p>私は国の施策により東海村がどのように予算を組むのか分からないが、例えば「休廃止拡充事業（資料）」を見ると、先ほど交通費助成で「施設側に報酬が加算されること等」と理由はなっているが、まったく意味が分からない。送迎をした施設側に報酬が加算されても、当事者に報酬が払われる訳ではない。</p> <p>私は、ひたちなかの事業所であるが、東海村から来ている方もいる、交通費が助成されているから通えている方などが。</p> <p>他の市町村で交通費の助成がある所はあまりないが、日立市は全額出していると思う、素晴らしいと思う。「なのに東海村はなぜ」という気持ちだ。</p> <p>あと、診断書料の助成だが、「手帳取得の周知が進んだから」という説明も全くもって意味が分からない。では、新たに手帳取得を希望する方はもういないということか。手帳は精神の方の場合、一生の認定ではなく、何年かに1度更新する必要がある、その際にも診断書が必要だと認識しているが如何か、その際も診断書は必要だと思うが。</p> <p>休廃止拡充事業一覧の中で、納得できる理由が1つも見当たらない。</p> <p>したがって、反対されるのは分かって報告していると思うが、率直に、「どうやったら廃止を廃止できるか」その方法を教えていただきたい。</p>
委員 A	<p>一杯質問が出たと思うので、一通り今までの質問に答えていただきたいと思うが如何か。</p>

会長	C委員の質問から答えていただきたい。
課長	<p>「なぜ東海村の財政の力があるにも関わらず廃止事業が出てくるのか」という疑問がまず1点だと思うので、そこから説明させていただきたい。</p> <p>先ほど、新規施設の建設の件など、いろいろな話題が出てきたが、そういうものがあるからとか、東海村の財政が大きい小さいによって、助成を出す出さないという話ではない。</p> <p>「きちんと国の制度やお金の出処が活用できるものがあれば、そういった所をきちんと整理しながら、各課がきちんと整理をなささい」というのが当然の仕事となる。</p> <p>したがって、「何かを作るために障がい福祉課が割り食ったんじゃないか」という事については違うので、我々の仕事としては、「国の制度や法律、お金の出方、そういった所を確認しながら東海村の独自に出しているお金というものを整理するのも我々の仕事なんです」というのが1つの答えである。</p>
課長	<p>もう1つは、「決定までの流れとしてどこから検討が始まるのか」、また、「総合支援協議会の位置としてはどうなるのか」ということでよろしいか。</p> <p>このことについては、計画策定委員会に対しても、すでに我々としては、村の当局の方に廃止の方向性について示したいという時期の中であった。</p> <p>実際の具体的な仕組みとしては、当然、国の制度や村の制度を比較しながら、確認する時期については長く時間がかかっている。</p> <p>村の言葉になるが、村の中には政策会議というものがある。ここは、副村長をトップとし、各部長が集まり、休廃止に関わらず、新規事業等も予算や法律の整合性を確認する、そして次の庁議（村長、副村長、教育長等、上の方々が入った会議の中で）において、政策会議で確認された内容を進めてもいいのか確認するものとなっている。これは新規であろうと廃止であろうと同じである。</p> <p>さらに、予算に絡む話になるので、議会に予算の話がいく。その後で皆さんの元に情報がいくようになるので、途中の情報というのは出しづら部分があった。</p> <p>したがって、1月末に行った計画策定委員会では、庁議を経た段階であり、途中であったため、私から説明するには至らず今回の報告となった。それには驚きやご心痛があったと思うが、そのような流れになっている。</p> <p>したがって、総合支援協議会になぜ話がなかったのかについては、今話した流れになっているため、途中経過をご報告することが難しい事案ということで、ご理解いただきたい。</p>
会長	<p>お答えありがとうございます。</p> <p>今、課長から説明があったが、私達は村でどのように予算を決めていくの</p>

	<p>か、政策委員会や予算委員会については分からないが、執行するにあたっては議会の定例会で決まることはないのか。3月2日から議会があるが。</p>
課長	<p>来年度の予算として、全体的に見てどうかという諮り方になります。</p>
会長	<p>であれば、まだ決まっていけないのではないか。決まっていけないのに何故こういう文書が各自に送られるのか、行政の仕組みが分からないので、議員に「いったいどうなっているのか、議会は追認機関なんだろうか、障がい福祉課で廃止にするといったことを追認する機関なのか」と伝えた。 私が議員に伝えた。</p>
課長	<p>議会の方に対しては、財政の方から東海村の新規事業、廃止事業、予算について等、説明がある。これは既に行われており、その報告を持って周知しますといった形をとらせていただいた。</p>
会長	<p>そのほか意見はありませんか。</p>
委員G	<p>先ほど、質問の中にC委員から「手紙が何通も届いて動揺があった」という話があったが、当事業所を利用している利用者や家族からも話があり、何通も届き、廃止という言葉に動揺が見られるという連絡があった。こうしたことに対して、どのような思いなのかを教えてください。</p>
課長	<p>複数の封筒が1人の方にいく場合もある。今回、この廃止の事業数により複数の封筒を送付した方が何人か出ているが、確かに1人1つの封筒にまとめて送付すれば、郵送料としては小さくすることができる。 しかし、それを行うために複数の職員が作業することは、1時間当たりの手当を計算すると決して割に合うものではないため、今回はそれぞれ事業ごとに封筒で送付するという事が、最もコストや時間がかからずに済むという判断になった。 複数届いた方にとっては、無駄に思われるかもしれないが、送付量によっては、今回のような方法で送付することもあり得るということで、ご理解いただきたい。</p>
委員G	<p>廃止事業を検討する際に、制度的にはなく、気持ちや思いの部分で障がい福祉課として、どのような思いだったのかを教えてください。</p>
課長	<p>私見になるが、国として制度がもっと充実し、東海村だから充実しているのではなく、日本全国どこに行っても同じような支援が受けられるというような、国の充実というものを望んでいる。 そして、国に繋がってる議員さんがいますので、そういう方々にも是非、</p>

	<p>国に市町村の声を上げるようにと話しています。</p>
委員 H	<p>その思いがあるのであれば、「日本一の福祉の町にする」という前村長の思いは続いていると思うが、国の施策を求めるのではなく、逆に小さい町から上げていくのも1つだと思う。国の政策を待っているだけでは始まらない、今までもそうだと思う。今までも市町村、都道府県で独自の施策を取り入れながら、それをプッシュアップして国が動くということがあるので、いつまでもトップダウンを待っているようじゃ良い施策は生まれてこない。逆にボトムアップで上げていっていい事例を作る、そして良い事例が全国に広まっていけば、より良い福祉に繋がっていくのではないかと考える。</p> <p>もう1点、政策会議で村の事業を切る切らないの話の中で、それぞれの担当課じゃないと、どの事業を廃止すべきか分からないと思うが、そうであれば、最初にどの事業を廃止するかピックアップしていったのは障がい福祉課だろう。</p> <p>であれば、その時点で総合支援協議会や障害福祉策定委員会に対し、「政策会議に廃止案を出していこうと思う」と協議をかけるべきだったのではないか。</p>
委員 A	<p>先ほどから、課長の説明の中で「コストの問題、国の制度」というお話があったが、障がい者を守るよりは自分を守るになってしまっていることが残念だと思う。</p> <p>H委員達が言ったように、「日本一の福祉の町にする」と前村長がおっしゃって、現村長も前村長の思いを引き継いで当選した方だと思っているので、その辺をもう1度踏まえていただきたい。</p> <p>あと、国の制度と何回も言っていたが、村は財政難になってしまったのか。私は村民ではないので村の財政のことは分からないが、村は財政難だから福祉の方を削るのかということに、回答いただきたい。</p> <p>また、政策会議に上げる前に課内で話し合いがあったと思うが、それを障がい福祉課の職員は皆賛成だったのか。障がい福祉課は障がい者にとっても思いがあって、遅くまで仕事をしていたり、熱い方が今まで障がい福祉課にはいたと思う。しかし、今年度は違うのかと問いたい。</p> <p>特に、長くから協議会の委員とのお付き合いがあった職員は、どうした思いなのか、当該職員にも一言声を聴きたい。課長の答えと当該職員の言葉をいただきたい。</p>
課長	<p>職員個人については御遠慮願いたいと思う。</p> <p>まず、財政の点については、繰り返しになってしまうが、東海村の財政が厳しいから、大きいからという話ではないと繰り返させていただきたい。た</p>

	<p>だし、夕張市のような事例までいった場合は極端な例なので話は違う。しかし、今回に関しては財政が大きい、小さい話ではない。また、村長や財政からの命令で廃止するといったことではないとご理解いただきたい。</p> <p>それから、課の中については私の話だけという事でお聞きいただきたい。私の話としましては、国の制度や国のお金の出し方等を確認しながら事業整理をしていく、あるいは、事業を追加していくという立場です。</p> <p>先ほど意見をいただいた通り、東海村独自の部分は東海村の地域として明らかに欠けている部分があれば拡充していきたい。</p> <p>それがまさに、拡充事業にある施設が新たに建つ部分については、皆さんお気づきのとおり、A型事業所が東海村には出てきていない。それから、預かりという点を踏まえて様々な事業所が東海村は手が出しづらいと聞いている。そういった、東海村だからという課題については、今回のように拡充といった形で載せていきたい。</p> <p>課の中では様々な意見が出たが、意見をまとめて休廃止拡充事業を私の名前で責任をもって政策会議にかけたとご理解いただきたいため、各職員の聞き取りは御遠慮願いたいと思う。</p>
委員 A	<p>という事は、障がい福祉課の皆さんは賛成という事でよろしいか。</p>
課長	<p>今お話しした通り、各職員は様々な思いがある。</p>
委員 A	<p>例えばどのような思いがあったのでしょうか。</p>
課長	<p>そちらについては個人の意見になってしまうので、私の中だけにさせていただいて、今回出しているのはあくまでも私の名前で障がい福祉課としてだしているもので、私の全責任で出しているものをご理解いただきたい。</p>
委員 F	<p>先ほどの答えをいただけていないが、どうすれば廃止を廃止に出来るのか。委員の皆は廃止を廃止にしたい。この報告で「良いです。」という委員は、この場に一人もいないと思う。</p>
課長	<p>先ほど、国の動きで心配な点があると、加算がもしかすると切られてしまうかもしれないという話がありました。</p> <p>それはまだ決定ではないでしょうし、紆余曲折があるのだと思う。それが東海村の障がい福祉の中で影響がどの程度出てくるのか、将来見えてくる部分があると思う。そうなる今からではなく、それが確実になった時点で、再びどのようなことができるのだろうという検討が、生まれてくるものと思う。</p>

委員 F	<p>「国が」ではなくて、廃止事業を廃止したいのです。その手続きを取るにはどうしたら良いか。</p> <p>必要な事業と、そうでない事業の整理検討等は必要だと思います。しかし、それに関しても配布された資料では分からない。</p> <p>東海村では事業利用者が何人くらいいて、年間どのくらいかかっているのか、具体的なところが見えないので配布された資料では納得がいかない。</p> <p>先ほどの「周知が進んだ」とかの一文では納得できないが、廃止にすると決めているわけですから。</p> <p>廃止を廃止にしたいのです。その手続きの方法を教えてください。</p>
課長	<p>廃止を廃止の手続きについては、今すぐにはお答えが出てこない。</p>
委員 F	<p>後でなら文書等でいただけるか。調べていただけるととても嬉しいが。</p>
課長	<p>少なくとも、政策会議、庁議を経た決定事項になるので、引っ繰り返るという事は、今まで聞いたことがないので、申し訳ございません。</p> <p>今のお話にあった、数字の部分については、資料的に1枚の紙に出せるような形にはなっていないので、今日は出せないのですが、機会を改めて示すことは可能です。</p>
委員 F	<p>その数字の部分を曖昧にしないで出していきたい。</p> <p>交通費に関しても300円と600円では基準がいろいろだと思うので、ひたしなかに通うに当たっては実費の電車賃だけにするとか、少し下げるとか、現実に見合った額にするとかは、(検討点が)あると思う。</p> <p>いきなり廃止ではなく、そういったところを共有させていただけると良い。</p>
委員 A	<p>予算の問題だけであれば、これだけを廃止するのではなく、違う所を削れば削減できる。</p> <p>相談していただければ、やり方があるのに、残念だ。</p>
課長	<p>金額については、今、交通費の話がありましたので、交通費の決算額だけ頭に残っていたので…</p>
委員 F	<p>とりあえず、件数と金額を文書でいただきたい。</p> <p>確認したいのですが、協議会の内容は議事録は公開か。</p>

課長	公開です。
委員 F	録音していただいているのか。
課長	はい。
委員 F	全て公開していただけるという事でよろしいか。
課長	<p>文言一言一句という訳ではなく、この協議会が新たにスタートした平成 30 年度当初に確認していただいているが、決定事項であるとか、要点などまとめた形になる。つまり要点箇条書きといった形になる。</p> <p>できるだけ早く公開するというのが議事録に求められている。</p>
委員 F	できれば、当事者団体等の代表が仰っていた、現場の生の声を上げていただきたい。
課長	その辺は、要約した形になる。
会長	<p>会議録は、事務局から会長に内容確認が入る。</p> <p>録音しているのだから、今回はできれば逐語録で出していただきたいぐらいの内容だと思う。</p> <p>一回「廃止にしますよ」と課が言ったのが、委員のメンバーは「廃止を廃止に出来ないか」という話なので、「ああ、そうですか」というわけにはいかない。逐語録的なものを要求したいと思う。</p>
委員 F	協議会の委員であることが恥ずかしくないようにしていただきたい。
課長	逐語録、一言一句につきましては、大変申し訳ないが作業が大変長くなってしまうので、御理解いただきまして、平成 30 年度の最初に要点箇条書きという所でご理解いただいた形で、会長には見ていただいた上での公開になるのでご理解いただきたい。
会長	<p>録音を聞かせてもらうといった形でも良いか、忘れてしまうので。大事な発言が抜けていると大変なので、その辺はよろしくお願いしたい。</p> <p>それから、廃止を廃止にするやり方については教えていただけるというお話でよかったのか。日にちも少ししかないので、廃止にするのにどうしたらいいかという時間が無いが。</p> <p>新年度予算はいつからか。</p>
課長	新年度予算は 4 月 1 日からです。

会長	<p>廃止をさかのぼってという事も可能。例えば4月に廃止したが、その後また復活した場合、通所交通費などを4月分から支払ってもらうことは可能ですよ。</p>
課長	<p>すいません。答えようがありません。</p>
会長	<p>分かりました。</p>
課長	<p>先ほどの、廃止の廃止についてもお答えのしようがありませんので、既に予算の議案として上程している形になるので、これを変えるという事は出来ません。</p>
委員 A	<p>正直、皆さん思いがあると思う。</p> <p>9個の廃止について、文章一つ一つ読んでいくと意味が分からない。</p> <p>障がい福祉課が作った内容として、「ちょっとどうなのかな」と思う。障がい福祉課のレベルとして、私も皆さんも思っていると思いますが、福祉担当のレベルではないと思う。</p> <p>そういう内容を課の中で納得して報告させてしまった、つまり協議会の質がものすごく下がっている。このようなことでは、協議会を開く必要があるのかということも考えていかなければならない。</p> <p>今回、廃止事業の説明に係る資料は事前に送られてこなかった、今日、つまり当日配布資料だった。このことも、正直言葉は悪いが（やり方が）汚い。</p> <p>そういう部分をふまえると、もう一度協議会をきちんと開いて、数字をきちんと出して、あらためて一つ一つもう一度丁寧に説明をしていただきたい。</p> <p>その中で、廃止事業内容について意見が出たことを議題に上げていただきたい。そうすれば、私たちはきっと納得してくる人も少しずつ増えてくると思う。</p> <p>9個も廃止しておいて、これ（資料）1枚ペラッと出されて、しかも説明が福祉レベルの文章ではない、と私は強く言いたい。私はここの協議会の委員として恥ずかしい。これ（資料）は他の市町村に出せない、恥ずかしくて。</p> <p>そういうことは皆さんも感じていると思います。そうにも関わらず、課長が「私が責任を取っているんだ」と、それは独裁政治じゃないですか。それをきちんと理解していただきたい、障がい福祉課の皆さんに。</p> <p>以上です。</p>
課長	<p>休廃止拡充事業一覧（資料）について、少し弁解という形ですが、こちらの文書は議会で使用した文書をそのまま転用しておりまして、要約している</p>

	<p>ということでは、理解が十分に足りないという意見はいただいたので、先ほどの数字を踏まえてご説明したいと思います。</p>
委員 A	<p>では日時を決めましょう。</p>
会長	<p>では、一つは廃止が決まったという事は置いておき、もう一回協議会の中に資料を提出していただきたい。</p> <p>そして協議会の中で一つずつ廃止事業の詳しい内容を知りたい。やめるといふ事はそういう事まで見させていただきたい。</p> <p>当日配布では検討ができないので、予め出させていただいてよろしいか。準備するのにどれくらい必要か。</p> <p>利用者へ通知した文書を見ると、紛らわしい表現をしているので、「ご飯は食べちゃダメなのかな」というような書き方をしているが、「実はちょっと違うよね」という内容があったりする。</p> <p>あとは数字による説明が欲しい。</p>
委員 H	<p>数字を基に、一番多かったのが「国の政策の拡充」という説明が一番多かったので、何の制度のどの部分をもって拡充したと見ているのか、それも数字として出してほしい。</p>
委員 A	<p>「コストの削減」という言葉が多かったので、どれくらいの削減の必要と効果があって、村の財政はどれくらいなのか。</p>
課長	<p>コストの削減については、事業を廃止することについては必要とは言っていない。</p>
会長	<p>コストの削減は、通知の送付のあり方についての事であつたらうか。</p> <p>しかし、送付についても、障がい者のことを考えたらこんなやり方はできないはずだ、やり方が残念だ。受ける側のことは無視しての発送（発想？）だ。</p>
委員 A	<p>周知した期間が短いので、課内でいつぐらいから話し合つて、いつ政策会議にかけて、どのくらいの時期に利用者に周知したのかについても知りたい。</p>
課長	<p>それについては今、お答えできます。課の話し合いは継続してずっと行つており、最終的に政策会議にかけたのは 12 月 16 日です。</p>
委員 A	<p>課内では 4 月から廃止事業の話が出ていたのか。</p>

課長	事業の整理については、どこからスタートしたとかはないので、スタートの日付は明確ではない。その後、庁議が1月7日、予算の仮決定が1月31日、議会説明が2月7日、村の会派に対する説明が2月10日・11日に行われ、今日に至ります。
委員B	<p>ボランティアの代表をやっていて、補助金をもらう事があるが、話し合いも何もなく来年度分を提示されたことはない。必ず10月頃に来年度の話し合いが行われていたので、4月で9事業を廃止にするのであれば、本来であれば、協議会が4、5月から始まって廃止事業を予定していることを発表してもいいと思うが。</p> <p>我々、利用者に対しても分かるように説明し、協議会の総意を基に意見を持っていくと、対応がスムーズだったと思う。</p>
委員F	<p>以前、障害者プランで、障がい者にアンケートを取ったと思うが、そのときの「どのようなことが困っているか」という質問について確認したい。</p> <p>障害者プランのアンケートでは「地域で生活するために必要なこと、地域で生活するための支援」では、「経済的な負担の軽減」は45.7%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が39.4%となっている。</p>
会長	それでは、次回の説明の日についてだが、何日で資料を用意できるか。
課長	既存の資料では、役所言葉等も多々入っているため、その修正等も必要なので、取り掛かってみないことには何とも言えない部分がある。
会長	2週間でできるか。2週間の終息という言葉もあるので、その間に準備していただきたい。
課長	一度、作業を始めさせていただきたい。それでどのくらいかかるか目安がいたら相談させていただきたい。
会長	<p>では、もう一度整理したい。</p> <p>資料については希望した資料を用意していただく。追加の資料が欲しい方は障がい福祉課、もしくは私に言っていただく。次回の開催については作業に取り掛かってから、何日ぐらいの目途になるという事を教えていただく。そして、再度調整していただくという事でよろしいか。</p>
課長	ちなみに休止事業と拡充事業については含めなくてもいいですか。
委員A	いえ、それも含めていただきたい。

会長	では、含めてください。
課長	休止事業については、単純に実績が0件ということで休止するということですが。
会長	<p>たしかに、休止事業については、「基幹相談支援センターがここにあるように、相談支援が拡充すればいいのではないか」ということはあるかもしれない。</p> <p>ただ、「0件だから休止します」というのではなく、この事業を活用していただくためには、どうしたらいいのかという検討も必要なのかなと思う。</p> <p>「実績が無いからやめます」だと、安易にみな無くなってしまう。</p> <p>実績のない事業のあり方については、親の会の総会の時などに提案していたこともあるので、そののところも、もう少し深い資料を用意していただきたい。</p>

(2) 地域生活支援拠点の整備について

会長	事務局からお願いします。
事務局	<p>令和2年2月12日に県主催の研修に参加し、県内の整備状況や整備済みの市町村の話聞き、意見交換を行ってきた。なので、県の整備状況を確認し、東海村のニーズについてご意見等をいただきたい。</p> <p>地域生活拠点については、平成30年度から令和2年度の第5期障害福祉計画中に、市町村又は障害保健福祉圏域に少なくとも一つ整備することとされている。</p> <p>拠点とは、障がい者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するものである。</p> <p>拠点の目的は大きく2つある。</p> <ol style="list-style-type: none">① 緊急時の迅速、確実な相談支援体制の実施や短期入所の活用。又、障害福祉サービスを利用していない人は緊急時にホテルを利用する場合もある。地域における生活の安心感を担保する機能を備える。② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホームや一人暮らし等への生活の場の意向をしやすくする体制の整備。 住み慣れた地域で生活したいという気持ちを、地域で支えるための整備。 <p>そして、そのために必要と言われている機能は</p> <ol style="list-style-type: none">① 相談② 緊急時の受け入れ③ 体験の機会・場④ 専門的人材の確保・養成⑤ 地域の体制づくり <p>以上の5つの機能が必要とされている。</p> <p>整備手法としては、</p> <ol style="list-style-type: none">① グループホームや障がい者支援施設に付加した「多機能型拠点整備」② 地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備」 <p>以上の2つが整備手法として示されているが、地域の実情はそれぞれ違うため、東海村のニーズに合わせた、実情に応じた整備を進めることが大切となる。東海村としては②の面的整備を検討している。</p> <p>地域で生活したい想いを実現させるためには、東海村に必要な機能やニーズは何か、どこにあるのかを協議会等を活用し拠点の整備方針や機能が東海村実情に適しているか、課題に対応できるか、検討することが重要である。</p>

	<p>そのため、必ずしも5つの機能を備えなければならないという事ではなく、必要な機能の判断は、東海村の実情に応じて決めて良いとされている。</p> <p>地域生活支援拠点等の整備状況については、平成31年4月1日時点で整備済みは神栖市と竜ヶ崎市、令和2年4月1日までに整備予定は日立市となっている。</p> <p>現時点で、村では全ての機能を備えることが難しい状況である。しかし、施設や事業所の活動の中で村の地域生活支援拠点等に位置づけることができるものがあるかを確認し、協力していくことで村の底上げができると考えている。</p>
委員C	<p>資料に記載されている精神障害者保健福祉手帳の人数が234人となっているが、その横に手帳保持者1,519人となっている。これはどういうことか。</p> <p>又、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療の手帳の更新時期が別々になっているが、更新時期を合わせることは可能か。</p>
事務局	<p>これ(1,519人)は、身体、療育、精神の手帳保持者の合計である。</p>
事務局	<p>更新時期を合わせる事は可能である。精神障害者手帳保健福祉手帳の診断書があれば、自立支援医療の更新時期を精神障害者手帳保健福祉手帳に合わせることが出来る。しかし、障害年金を持っている方だと、障害年金の更新時期に合わせて更新するため無理に精神障害者手帳保健福祉手帳と自立支援医療の更新時期を合わせる必要はないと思うが、更新時期を合わせる事は可能である。</p>
会長	<p>東海村はずっと面的整備で行うと言っているが、今まで、事業所として話を受けたことがないが、他の事業所には話をしているのだろうか。</p>
事務局	<p>まだ、どこの事業所にも話をしていないが、今後、各事業所と話し合いをしていきたい。</p>
会長	<p>東海村は令和2年度末までに整備予定となっている。しかし、約1年しかないため今後は総合支援協議会で専門部会を立ち上げてはどうか。</p>
事務局	<p>ぜひ、お願いしたい。</p>
会長	<p>委員の皆様は、その方針でよろしいか？</p> <p>(了承)</p>

4 その他

- ・自殺対策計画について、東海村の第5次総合計画と整合性をとるため、令和2年3月に自殺対策計画の策定が決まった。
 - ・障がい者計画策定委員会の委員の任期が令和2年2月末で終了となるため、障がい者計画策定委員会を閉じて、今後は総合支援協議会で障がい者プランの策定を行いたい。
 - ・コロナウイルスについて、国から多くの資料が送付されており、その資料を事業所に送付するために改めて、メールアドレスの確認を行いたい。
- 県から直接、事業所に通知が来ているが、今後、連絡を取り合う際に使用したいので、メールアドレスの確認を行う。

5 閉会（19：15）